

熊本県幹線道路協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、「熊本県幹線道路協議会」（以下「本協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、熊本県における幹線道路に関わる計画、構想ならびに事業の実施について調査、研究を行い、関係機関相互の連携を強化するとともに、県内道路の総合的な計画の調整を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本協議会は、設置の目的を達成するのに必要な官公署団体等で組織し、協議会とその下部組織である幹事会により構成する。

2 本協議会は、道路整備計画の策定にあたり、会長の承認をもって、諮問機関としての学識経験者等による懇談会を設置することができる。

3 本協議会は、道路整備計画の策定にあたり、その内容を広く県民に明らかにするとともに意見を求めるため、「県政に係る意見提出手続き（県政パブリックコメント手続き）実施要綱（熊本県）」により、パブリックコメントを実施するものとする。

また、地域住民等の意見を聴取するため、必要に応じ意見交換会等を開催することができる。

4 本協議会は、別途九州地方整備局に設置される九州幹線道路協議会と密接な連携を図るものとする。

(会長)

第4条 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

2 会長は、熊本県土木部長をもってあてる。

3 会長に事故があった場合は、あらかじめ会長が指名した者が会長の職務を代行する。

(運営)

第5条 本協議会は、必要に応じ会長が召集する。

2 本協議会の構成は、別表－1に定めるとおりとする。ただし、必要に応じて会長の判断により、関係者の出席を要請できるものとする。

3 本協議会の運営、進行は、会長がこれにあたるものとする。

4 本協議会の事務局は、熊本県土木部道路都市局道路整備課に置く。

事務局は、会議の円滑な運営にあるとともに、議事録を整理するものとする。

(幹事会)

第6条 幹事長は、熊本県土木部道路都市局道路整備課長をもってあてる。

2 幹事長に事故があった場合は、あらかじめ幹事長が指名したものが幹事長の職務を代行する。

3 幹事会の構成は、別表－2に定めるとおりとする。ただし、必要に応じ幹事長の判断により、関係者の出席を要請できるものとする。

4 幹事会は、会長の指示により幹事長が召集する。

- 5 幹事会の運営、進行は、幹事長がこれにあたるものとする。
- 6 幹事会の事務局は、熊本県土木部道路都市局道路整備課に置く。
事務局は、会議の円滑な運営にあたるとともに、議事録を整理するものとする。

(部会等)

第7条 協議会は、必要に応じて特定の事項、課題を調査研究し、調整、協議を行うための部会等を設置することが出来る。

- 2 部会等の組織、運営は別途定める規約によるものとする。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、本協議会の決議によらなければならない。

(その他)

第9条 この規約に定めのない、本協議会の運営について必要な事項は会長が定める。

附則 この規約は、平成14年3月22日から施行する。

附則 この規約は、平成18年11月1日から施行する。

附則 この規約は、平成19年7月10日から施行する。

附則 この規約は、平成30年9月6日から施行する。

別表－1 熊本県幹線道路協議会 構成

会 長	熊 本 県	土 木 部 長	
特別委員	九州地方整備局	道 路 部 長	
委 員	熊 本 県	企 画 振 興 部 長	
〃	〃	道 路 都 市 局 長	
〃	熊 本 市	政 策 局 長	
〃	〃	都 市 建 設 局 長	
〃	西日本高速道路（株）九州支社	建 設 ・ 改 築 事 業 部 長	
〃	〃	保 全 サ ー ビ ス 事 業 部 長	
〃	〃 熊本高速道路事務所	事 務 所 長	
〃	九州地方整備局	企 画 調 整 官	
〃	〃	道 路 調 査 官	
〃	〃	地 域 道 路 調 整 官	
〃	〃 熊本河川国道事務所	事 務 所 長	
〃	〃 八代河川国道事務所	事 務 所 長	
	(事務局) 熊本県 土木部 道路都市局	道路整備課	

別表－2 熊本県幹線道路協議会幹事会 構成

幹 事 長	熊 本 県 土 木 部 道 路 都 市 局	道 路 整 備 課 長	
幹 事	〃 〃	都 市 計 画 課 長	
〃	〃 〃	道 路 保 全 課 長	
〃	〃 企画振興部	企 画 課 長	
〃	〃 〃 交通政策・情報局	交 通 政 策 課 長	
〃	熊 本 市 都 市 建 設 局	土 木 部 長	
〃	〃 〃	都 市 政 策 部 長	
〃	〃 政策局	総 合 政 策 部 長	
〃	西日本高速道路（株） 九州支社 総務企画部	企 画 調 整 課 長	
〃	〃 保全サービス事業部	保 全 サ ー ビ ス 統 括 課 長	
〃	〃 熊本高速道路事務所	副 所 長	
〃	九州地方整備局 道 路 部	道 路 計 画 第 一 課 長	
〃	〃 〃	道 路 計 画 第 二 課 長	
〃	〃 〃	地 域 道 路 課 長	
〃	〃 〃	道 路 管 理 課 長	
〃	〃 企画部	企 画 課 長	
〃	〃 〃	広 域 計 画 課 長	
〃	〃 熊本河川国道事務所	副 所 長	
〃	〃 八代河川国道事務所	副 所 長	
	(事務局) 熊本県 土木部 道路都市局	道路整備課	